

ID: 1719

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	介護予防・日常生活支援総合事業(第1号訪問事業及び第1号通所事業)者の指定の更新		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の6第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (指定の更新) 第115条の45の6 指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定事業者の指定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定事業者の指定の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前条の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日